



テーマ 災害から外国人住民を守るには

遠藤十亜希

神戸大学法学研究科招聘教授

災害時の外国人保護—なぜ外国人住民を守る必要があるか 増加する外国人住民

今、日本は「平成の開国」ブームに湧いている。去年（2016年）日本を訪れた観光客は2400万人を突破し、留学生は約28万人と過去最高だった。約290万人の在留外国人もいる。都市や観光地などでは、訪日および在留外国人の受け皿となる宿泊施設、学校、病院、通訳サービス等の社会インフラの整備拡充が急がれている。一方で、政府や一般の関心は低い。日本にとってもう一つ不可欠なものがある。災害時に外国人を保護する政策や体制だ。

災害大国日本

日本はいわずと知れた災害大国である。毎年のように襲ってくる台風や洪水、首都直下型地震や南海トラフ地震などの巨大地震、そして福島第一原発事故のような重災害（自然災害と人的災害の併発）など、様々な災害リスクに脅かされている。災害が発生した時、国内にいる多くの外国人も当然のことながら巻き込まれる。

外国人であるが故の危険・困難

災害は「分け隔てなく」人びとを襲ってくるが、外国人であるがゆえに被る危険や困難というものがある（詳細は以下に述べる）。また、観光、留学、労働、定住など居住の形態によっても危険の性質が違ってくる。日本人とは異なった被災リスクを負う外国人を災害から保護救済するとはどういうことなのか。どのような保護システムが必要なのか。誰がその責任を負うべきなのか。

なぜ必要で誰が責任を負うのか

「災害時の外国人保護」を考える時、国の政策や関連制度のあり方、防災や保護（救援や復興支援など）の仕組みの設計や実施、現行システムの有効性の評価など、様々な関連課題も当然ながら浮上してくる。本稿では、こうした実際の政策や仕組みづくりを議論する以前に、そもそも（1）なぜ外国人の被災という問題を考える必要があるのか、そして、（2）被災外国人の保護責任を誰が負うのか、という根本的な問いかけをしてみたい。

ちなみに、本稿では「被災外国人住民」に焦点を絞る。外国人住民とは、出身国以外の国に1年以上居住する人を指す。諸外国や国際機関が定義する「移民 (migrant)」の意味に近い。一方、観光客などの短期滞在者は対象外とする（理由は後述）。

災害に巻き込まれる外国人住民

近年、世界のいたるところで外国人が災害に巻き込まれるリスクが高まっている。実例としては、2004年のスマトラ沖大地震や2005年のハリケーン・カトリーナ、2011年のタイの大洪水などで、数多くの外国人が命を落とし生活基盤を失った。（多くは移民とその家族だった。）特に、アジアの大都市における「外国人被災リスク」は圧倒的に大きい。それは、移民や駐在員など外国人が都市部に集住する傾向がある一方、アジアの都市の多くは沿岸部にあり、洪水・津波・台風などの被害を受けやすいことが原因となっている。人の動きが活発化するにつれて「外国人被災リスク」も高まっているのはグローバリゼーションの時代ならではの現象だ。

他者であることの脆弱性

文化と言葉の壁

外国人の被災リスクとはどのようなものなのか。

2011年3月11日、東日本大震災と津波の犠牲者18000人以上（行方不明者を含む）の中には少なくとも23人の外国人が含まれていた。「ツナミ」というものを知らなかった、または、「高台へ避難」の意味を理解しなかったために逃げ遅れた犠牲者がいたことはニュースにもなった。言葉の壁が致命傷になった悲しい例だが、発災時に外国人であるがために被る危険やリスク—ここでは「災害脆弱性」という表現を使う—は言語の面だけにとどまらない。「指定避難所」の存在を知らず救援物資ももらえず野宿を余儀なくされたとか、身分証明書や保険証が津波に流されてしまい（または、雇用主に取り上げられていた）病院で手当してもらえなかったとか、罹災証明書の取り方がわからず復興支援金がもらえなかった、などの行政・制度上の障害もある。これらの危険は、東日本大震災や阪神淡路大震災（1995年）や中越沖地震（2007年）で外国人住民が体験した実例に基づく¹。

法的・文化的壁

過去、世界各地で起きた外国人被災の過去のケースを見ていて気づくのは、「他者」であるが故に潜在する災害脆弱性は、我々（自国に居住する国民）の想像以上に多様で複雑だということだ。上述のリスク要因に加え、法的要因（例えば、支援プログラムが在留資格によって差別化されていたため支援を得られない）もある。また、差別や迫害とその恐怖といった文化的要因も作用する。2005年、ハリケーン・カトリーナがアメリカのメキシコ湾岸地域を襲った時には、ルイジアナ州の地元警察やアメリカ赤十字社のスタッフがシェルターに避難していた外国人に身分証明書の提示を求め、証明書を持たない避難民をシェルターから追い出してしまった。また、2004年のタイ津波では、国外追放を恐れたビルマ人が森林に潜伏してしまい、救援団体の援助を受けることができなかった。

絡み合う諸問題

さらに、入国や在留の資格（合法的在留者か不法滞在者か、難民か難民申請者か、など）、

¹ 神戸新聞の発表では、阪神淡路大震災で亡くなった外国人（短期滞在者も含める）は174人、行方不明者は3人だった。（1995年4月14日時点）

滞在居住の形態や期間（定住者か短期滞在者か、単身者か家族がいるか、など）、地元とのつながり（近所付き合いがあるか隔絶しているかなど）といった個人的状況や、受入れ国政府の態度や政策の要因（排外主義か多文化主義かなど）が絡み合って、外国人住民の脆弱性をますます複雑で多様なものにしていく。

周辺社会問題

被災外国人に対して救援せずに放置するのは人道上許されないが、それに加えて、外国人の被災を放置することで周囲の社会にも影響が出ることもある。例えば、2008年にタイで鳥インフルエンザが流行した際、政府は感染拡大抑制の初動措置で難民キャンプを外してしまった。そのため、病気の撲滅が遅れたと言われている。これ以外にも、SARS や AIDS、コレラなどのパンデミック（世界規模での感染）が外国人住民コミュニティでの流行った例は多い。もちろん「外国人イコール疫病」といったデマや差別は許されないが、外国人住民も社会の構成員であり発災時には同じように被災者になることを忘れていないと、思わぬ形で被害が拡大するのである。

国際社会の取り組み

国際社会でも被災外国人住民の保護救援が重要課題として取り上げられるようになってきた。国際協力によって自然災害の軽減を目指す「国連国際防災戦略 UNISDR」やヨーロッパ評議会の「欧州・地中海激甚災害協定（EUR-OPA）などが代表例である。2005年の国連世界防災会議（UNISDR 主催）が採択した「兵庫行動枠組 2005-2015」では、外国人住民の災害脆弱性に対する社会の理解や意識を高め、外国人を含めた災害弱者を保護救援する具体的政策を作成実施するべきとの提案がなされた。さらに「仙台行動枠組 2015-2030」では、外国人住民を単なる「被保護者」ではなく「持続可能な防災システムづくり」に不可欠なステークホルダー」でもあると強調した。その上で、多文化共生を真に希求する社会は防災減災努力においても多元的であるべきだとの立場に立ち、政策立案実行過程に外国人住民の積極参画を提言している²。こうした取り組みは、災害リスクへの国際協力の場においても、外国人の被災リスクとその保護の重要性が高まっていることの証左といえよう。

被災外国人を救うべきは誰か？

次に、被災外国人住民の保護責任について考えてみたい。

通念では、領土内の人々を保護するのは国家の責務である。しかし、長期間複数の国にまたがって生活する「定住外国人」を保護する責任となると話はちょっとややこしくなってくる。

「被災外国人に対し保護責任は誰にあるのか？」この問いに対しては、「外国人被災者を保護救援するのは当然その母国政府である」という慣習的考えや「国連や赤十字などの国際機関が動いてくれるだろう」という希望的観測が一般的だろう。果たしてそうだろうか。

² EUR-OPA の第 13 回閣僚級会議では、防減災体制や実践に移民や難民を含めるべきとの提言が採択された。（2016年10月26日、於ポルトガル国リスボン）

受入れ国に保護責任はないのだろうか。これに対しては「非常事態だから外国人までは面倒見切れない」という責任放棄論や「政府が自国民の保護を優先するのは当然、もしくは、しかたない」という現実主義（リアリスト）的な返事が返ってくるかもしれない³。

被災外国人に対する保護責任の所在

被災外国人に対する保護責任の所在については、国際移民研究や国際人権法の分野でもこれまで十分な研究議論がなされてこなかった。しかし、有効な災害保護システムを構築する上で、重要かつ有意義な問題なので、以下に考察したい。

先に「被災した人々を保護するのは国家の責務である」と述べた。この考えは、「被災者すなわち自国民」との前提に立っていて、「国民（市民）の保護は国家が果たすべき第一義的義務であり、そして、国家（State）の存在理由（raison d'être）である」とするリベラリズムの道義的規範に基づいている。

しかし、現実には母国政府がその当然の義務を「果たせない」または「果たさない」場合も少なくない。ハリケーン・カトリーナでは、被災したホンジュラス系移民に対し母国政府は物資・資金不足で救援チームを送れなかった。これは保護義務を「果たせなかった」例である。一方、スマトラ沖地震・津波では、タイ南部沿岸地域で被災したビルマ人移民を「違法出国者⁴」、「反政府分子」とみなして支援を拒み、彼らの帰国を阻止しようとしたミャンマー政府は、保護義務を「果たさなかった」例である。母国政府の義務不履行は特に途上国や非民主主義国に散見できる。ゆえに、「被災外国人は母国政府が保護してくれる」という前提に立って外国人住民を抜きにした防災準備をしていては、システムに大きな欠陥を残すことになる。

現在の国際法では

実は、現行の国際法においても、被災した外国人（定住者、移民、短期滞在者にかかわらず）の保護救援は明確に保証されていない。外国人労働者（移民）の保護に関する国際法としては、国際労働条約（97号条約もしくは143号条約）や国連の「移住労働者とその家族の保護権利に関する国際条約（2003年）」が代表的だが、これらの国際法は平時における外国人労働者の人権や福祉を保護するものであって、災害などの緊急事態には通常適用されない。または、平時・非常時を問わず、紛争や災害から人間の尊厳を保護する「国際人道法」や「難民の地位に関する条約」、「国際人権条約」にも被災「外国人（特に移民）」の保護は特記されていない。特例的に、関連機関である国連高等難民高等弁務官事務所（UNHCR）や国連人道問題調整事務所（OCHA）、国際移住機関（IOM）が救援出動した実例もあるが（東日本大震災時の東北への支援活動など）、これも法の解釈や適用の仕方に

³ Ruhs and Chang（2004年）は、非常事態には政府が自国民を優先保護するケースは少なくないと指摘する。また、仮に外国人を保護しても自国民をさしおいてとなると国民の反感を買い、政治コストが高まるとの考えもある（Cox and Posner 2009年）。

⁴ ミャンマー政府は自国民が出国する際、政府の許可を得ることを義務付けている。しかし、越境する移民の多くはカレン族など少数民族で、軍事政府からは長年にわたり「非国民」とみなされていた。そのため、隣国などに出稼ぎに行く時はパスポートも出国許可もないまま出国せざるをえないのである。

左右されて確実ではない。「国際機関や NGO による特例的対応は、(法が定めた) 明確な任務でないため、予測性や一貫性に問題がある」との指摘もある (A. Betts 2014)。「被災外国人住民の保護」問題は国際法レジームの盲点なのである。

「国内避難民 (IDP)」という考え

被災外国人住民の保護を直接的に保証する国際法が存在しない一方で、(新法を作らずに) 現行法に新たな解釈を加えることで保護の道義的根拠立てができるとする議論がある。すなわち、被災外国人を「国内避難民 (Internally Displaced Persons、「IDP」とも呼ばれる)」として捉え、受入れ国政府に「保護する責任 (Responsibility to Protect、「R2P」とも呼ばれる)」の遂行を求めるのである (Endoh 2016; Ferris 2011; Koser 2014; Koser and Martin 2011; Kromm and Sturgis 2008; Mooney 2005)。

難民よりはるかに多い国内避難民

端的に言って、「国内避難民 (IDP)」とは紛争や一般化した暴力を逃れて居住地から避難し (もしくは、避難を強いられた)、国内に留まり避難生活をする人である。(一方、国外に逃れた人々は認定されれば「難民」となる。) 現在、世界には約 3110 万人もの国内避難民がいるといわれる (2016 年推計)⁵。難民 (1800 万人) よりはるかに多い。冷戦の終焉とともに勃発した紛争や内戦が主因と考えられてきたが、近年では災害からの避難民の数が紛争・暴力からの避難民をはるかに上回っている (2016 年推計では、災害避難民は 2420 万人、紛争避難民は 690 万人)。災害とは、自然災害 (干ばつや水害、飢饉、地震など) や疫病、人的災害 (チェルノブイリ原発事故など) である。世界中の国内避難民をモニターする組織「IDMC (The Internal Displacement Monitoring Center)」の統計には、福島原発事故による避難民 134,000 人も国内避難民に数えられている。

国連による国内避難民の明文化

生命や生活が大きく脅かされるが「難民にさえなれない」国内避難民。この「21 世紀の人道危機」に直面した国連事務総長直属の法律専門家チームが「国内避難民 (IDP)」という概念を明文化した⁶。同時に、主権国家は IDP に対し保護する責任 (R2P) を負うことを明確化し、保護責任の遂行を求めた (注: この解釈は国家に道義的責任を求めるものであって、法的拘束力はないというのが一般的見方である)。「国内避難民を保護する責任」—すなわち、IDP が発生しないよう予防する責任、IDP を保護する責任、原状回復や復興を中・長期的に支援する責任—の理念は国連世界サミット (2005 年) で採択された。以来、戦争や迫害などの暴力の被害者たちを救援しようとする国際的活動や、IDP を生み出している行為者 (政府や反政府組織など) の責任を追及する法的根拠として使われてきた。

「国内避難民 (IDP)」理念による被災外国人の保護 被災者は国内避難民 (IDP)

⁵The Internal Displacement Monitoring Center のデータ。 <http://www.internal-displacement.org/>

⁶ このプロジェクトはブルトス・ガリ事務総長の要請で立ち上げられ、アナン事務総長の元で完成された。
https://docs.unocha.org/sites/dms/Japan/GuidingPrinciplesIDP_Japanese.pdf

筆者は、この理念に基づき、災害に巻き込まれた外国人住民を保護する義務が（外国人）「受入れ国政府」にも求められるとの立場をとる。その論拠は、以下の通りである。第一に、被災した外国人住民を IDP として捉える根拠だが、これは、国連総会採択の「国内避難民に関する指導原則」中の「IDP」の定義から引き出される。すなわち『国内避難民とは、特に武力紛争、一般化した暴力の状況、人権侵害もしくは自然もしくは人為的災害の影響の結果として、またはこれらの影響を避けるため、自らの住居もしくは常居所地から逃れもしくは離れることを強いられたまたは余儀なくされた者またはこれらの者の集団であって、国際的に承認された国境を越えていないものをいう。』（下線は著者による）⁷

外国人住民も国内避難民（IDP）

「自然災害や人的災害から逃れるために「自らの住居もしくは常居所地」から離れることを強いられたまたは余儀なくされた人々」は国民・外国人の区別なく「IDP」なのである。（IDP の原則では「人々」の出自や国籍、属性などを問わない。）それが、カタールの W 杯会場建設現場で働く南アジアの労働者であろうと、日本で難民認定を待つロヒンギャ、または、人身売買され新宿の歓楽街で客を取らされているコロンビア出身の女性であろうと、居住地に「居」・所有物・家族などを持ち「常居所」の根拠がある避難者はみな IDP なのであるから平等に保護されねばならない。居住地の証拠は常居所地での結婚や納税の証明、営んでいる事業など様々だろう。

観光客は該当しない

上述の定義文に「常居所地」とあるが、どれだけの期間を持って「常」というのか厳密な規定はない。「常居所」とは長期的滞在のこと、「長期」とは通常 1 年以上を指す、というのが国際移住機関（IOM）や多くの政府の見解である。筆者もこの基準を採用する。一方で、観光客や季節労働者、越境通勤者（ルクセンブルグに通勤するベルギー人労働者など）は短期滞在者で、「常居所」があるとは言いがたく、この範疇には該当しない。本稿が議論の対象を「被災外国人住民」だけに絞り、観光客などの短期滞在者を外したのはこの理由からである。

被災外国人を保護する義務と根拠

「国内避難民に関する指導原則」

第 2 に、被災した外国人住民を保護する義務が受入れ国政府にあるとする根拠だが、これも前出の「国内避難民に関する指導原則」に基づく。

同原則の 3-1 に「国家当局は、その管轄内にある国内避難民に対して保護および人道的援助を与える第一義的な義務および責任を負う」とある。「国家当局」とは国内避難民（IDP）が発生した国の政府のことであり、被災者の母国政府か否かは問われていない。「常居所地＝外国人受入れ国」が災害に見舞われ、外国人が被災した場合、受入れ国政府が保護責任を負う」という方式はここから出てくる。

保護責任（R2P）は大別すると 3 つの分野に及ぶ（Ferris 2011）。

⁷ 出所：https://docs.unocha.org/sites/dms/Japan/GuidingPrinciplesIDP_Japanese.pdf

保護責任 1

第一は、IDP 発生リスクを予防し減少させる努力をする責任である。つまり、発災時に外国人が IDP にならないよう対策を講じる努力だ。具体策としては、多言語緊急連絡ネットワークの構築（日本や欧米の自治体が力を入れている）や、外国人居住者も含めた地域防災訓練、発災時にはスムーズに国外避難できるよう、外国人の母国領事館や国際機関との連絡調整などが挙げられる。東日本大震災の時の日本外務省・法務省と IOM や OCHA との連携プレーによる外国人救出活動はグッドプラクティスの一例である。

保護責任 2

第二の責任は、外国人定住者が国内避難を余儀なくされた時、彼らを保護救援することである。実際の保護救援は多岐にわたり一括できないが、要は、居住地を離れ避難状態にある外国人が命や尊厳を脅かされることなく、また、他の避難民と平等に扱われ、安全な避難所で必要最低限の物資が得られるよう支援することである。

保護責任 3

第三の責任は、外国人避難者が早急に避難民生活を終わらせ日常を取り戻せるよう、原状回復や復興に向けた支援を中長期的に行うことである。受入れ国は、母国への帰還を希望する者に対して物質金銭的な帰国支援をするが、帰国を強要してはならない。災害以前の居住地に戻るもしくは（受入れ国内の）別の地域に転住することを希望する外国人定住者には、災害前の住居の修復や（住居損失の場合は）新居の確保を他の避難民と平等に支援する。避難民が他地域に移転する場合、新しい地域社会で差別されることなく定着できるよう支援する。また、家族や財産の損失に対する弔慰金や補償金の付与も復興支援に含まれてくるだろう。

政府の果たすべき役割

ここまで、災害時の外国人被災者に対する受入れ国の保護義務を論じてきた。繰り返しになるが、「R2P」の理念には法的拘束力はなく保護責任不履行を理由に政府が国際法の下で罰せられることはない⁸。国際法の拘束なしに政府が自発的に「代理のガーディアン（保護者）」の役割を果たすことは可能なのか。この問いに対しては、諸国政府の政策や制度構築・実施の様々な実例を検証してみる必要がある。（この課題は別の機会に取り組んでみたい。）

あえて言うならば欧州諸国が「代理のガーディアン」の代表格だろう。欧州評議会（Council of Europe）が主導する EUR-OPA プログラム（前述）が、地域・国家・自治体・

⁸ 「R2P」の理念に法的拘束力がないとはいえ、責任不履行の程度や性質によっては、国連安保理や国連人権委員会など国際社会からの道義的非難や批判を受けることもあろう。例えば、2004年のスマトラ沖地震・津波で被災したビルマ移民をタイの兵士や警察官が迫害、搾取する事件が相次いだ。そうした行為を放任したタイ政府に対し、国際移住機構やアムネスティ・インターナショナル（民間の人権団体）は公式に懸念を表明している。

民間（移民社会も含めて）が協働で保護システムを構築している⁹。（欧州での保護政策や制度は、疫病や水害などの災害への対策では先進的だが、実体験が乏しい「震災」の分野に弱いとの指摘もある。）

一方、アメリカや日本はというと、地方自治体や NGO が防減災システムの構築・強靱化に地道な取り組みを続けるのに比べ、中央政府の当事者意識やコミットメント・関与が希薄もしくは不安定で「主権国家としての保護責任」を担っているとは言い難い状況にある。アメリカでは外国人保護の課題が政治に左右されることが多く、特に、移民や難民に厳しい政権（9・11 後のブッシュ政権や今のトランプ政権）の方針が阻害要因になりうる。日本の場合、阪神淡路大震災や中越沖地震、東日本大震災をはじめとする数々の災害で外国人が被災するたびに国としての明確な政策とその実施が内外から求められてきたが、課題は達成されていない。管轄機関である総務省においては保護救援の施策づくりや活動を地方自治体や市民社会のグッドウィル（慈善）に任せきりの感が否めない。上述の「兵庫行動枠組」や「仙台行動枠組」が提唱する通り、自治体や地域コミュニティは持続可能な防災システムづくりの重要なステークホルダーである。しかし、地域や人々の間に格差のない強靱なシステムを構築するには政策決定・外交・物資・予算などの面で大きな権限を持つ政府の協働が不可欠だ。だが、「政府の協働」とは、さらなる干渉や権限の拡大、「上意下達」的意思疎通ではなく、政府が自治体や民間に一部の権限を「委ねる (Devolve)」こともいとわず、平等な立ち位置で双方向的に議論し作業していくという意味である。

結びにかえて

本稿では、外国人住民の災害からの保護という課題を国際法に照らし合わせて検証してきた。

国連をはじめとする国際社会が各国政府を巻き込んで本課題に取り組んでいる今、災害リスクを背負いながら内なる国際化を進める日本には、国内の外国人に対し受入れ国としての保護責任が強く求められている。政府が国内避難民 (IDP) としての被災外国人住民に対する主権国家の保護責任 (R2P) を負うことは、自治体や NGO、地域社会（外国人住民も含めて）が地道に続けている保護システム構築努力への「協働」にもつながる。本稿では取りあげなかったが、自治体や草の根レベルの活動への国家予算の配分、管轄機関である総務省やその他関連省庁の役割の再評価、最終的責任の所在の明確化、関連省庁間の連携ネットワークの構築等々、「主権国家の保護責任」の制度化では課題が山積している。

2020 年には東京オリンピック・パラリンピックが開催される。できる限り強靱な防災安全網を国内に一刻も早く整備し、外国人が安心して滞在・居住できるような環境を作ることとは焦眉の急である。



*本稿は、下記を元に、情報を更新し、日本語で書きおろしたものである。

”Surrogate Guardian: Responsibility to Protect Migrants in Disasters and Responses

⁹ MICIC. 2017. “Migrants in Disaster Risk Reduction: Practices for Inclusion.” Strasbourg: Council of Europe
<https://rm.coe.int/migrants-in-drr-web-final/1680716585>. Accessed June 10, 2017.

by the Japanese State,” *Journal of International Migration and Integration* (2016 年 1 月)

参考文献

Endoh, Toake. (2016). “Surrogate Guardian: Responsibility to Protect Migrants in Disasters and Responses by the Japanese State.” *Journal of International Migration and Integration* (January).

Betts, Alexander. (2014). “The Global Governance of Crisis Migration.” In Susan F. Martin, Sanjula Weerasinghe, and Abbie Taylor (eds.), *Humanitarian Crises and Migration* (349–67). London and New York: Routledge.

Cohen, Roberta, and Francis M. Deng. (1998). *Masses in Flight: The Global Crisis of Internal Displacement*. Washington, DC: Brookings Institution Press.

Cox, Adam, and Eric Posner. (2009). “Rights of Migrants: An Optimal Contract Framework.” *New York University Law Review* 84 (April), 1403–1462.

Ferris, Elizabeth. (2011). *The Politics of Protection: The Limits of Humanitarian Action*. Washington, DC: Brookings Institution.

Koser, Khalid. (2012). “Responding to New Internal Displacement Challenges: The Displacement of Non-Citizens.” Brookings-LSE Project on Internal Displacement (December 20). <http://www.brookings.edu/research/opinions/2012/12/20-displacement-noncitizens-koser>. Accessed in June 2015.

Koser, Khalid, and Susan Martin. (2011). *The Migration-Displacement Nexus: Patterns, Processes, and Policies*. New York and Oxford: Berghahn Books.

Kälin, Walter. (2008). *The Guiding Principles on Internal Displacement: Annotations*, Washington D.C.: The American Society of International Law and The Brookings Institution.

Kromm, Chris, and Sue Sturgis. (2008). *Hurricane Katrina and the Guiding Principles on Internal Displacement: A Global Human Rights Perspective on a National Disaster*. Institute for Southern Studies.

Mooney, Erin. (2005). “The Concept of Internal Displacement and the Case for Internally Displaced Persons As a Category of Concern.” *Refugee Survey Quarterly* 24 (5) 9–26.

Ruhs, Martin, and Ha-Joon Chang. (2004). “The Ethnics of Labor Immigration Policy.” *International Organization* 58 (Winter): 69–102.

執筆者紹介：遠藤十亜希（えんどうとあけ）

津田塾大学国際関係学科卒、テキサス大学修士号（ラテンアメリカ研究）、コロンビア大学修士号（政治学）、コロンビア大学博士号（政治学）取得。ニューヨーク州立大学ファッション工科大学教養学部准教授やハワイ東海インターナショナルカレッジ教養学部教授を経て、現在、神戸大学法学研究科招聘教授。主な著書は『南米「棄民」政策の実像』岩波現代全書088、2016年。

Exporting Japan: Politics of Emigration toward Latin America (University of Illinois Press, 2009).



当財団では、第一線で活動される気鋭の執筆者に依頼し、時代を拓く提案、提言をニュースレターとして発信しています。ご意見をおよせください。

一般財団法人 未来を創る財団：abrighterfuture@theoutlook-foundation.org
<http://www.theoutlook-foundation.org>

© 2017 The Outlook Foundation. All rights reserved.